

神奈川県高等学校就職問題検討会議申し合わせについて

関係行政機関及び関係業界団体等で構成する神奈川県高等学校就職問題検討会議は、新規高等学校卒業予定者の就職機会の確保と職業紹介が円滑に推進されるよう、必要な事項の検討・協議の結果、令和6年度においては、下記のとおり確認・申し合わせる。

記

◎ 申し合わせ事項

推薦開始日からは、1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。

◎ 確認事項

1 複数応募可否の確認

求人申込みをする際、事業主は複数応募についての可否を申し出ることとする。

2 複数応募・推薦の方法（9月中に採否の確認が取れていない場合）

(1) 推薦開始日から9月30日までの応募・推薦に係る採否決定が9月

30日までに出ていない場合、10月1日以降もう1社応募・推薦ができる。

(2) 10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から選考結果の連絡があった場合は、次のとおりとする。

ア A社内定・B社連絡待ち

B社の連絡を待ち、2社とも内定の場合は、A社・B社のいずれかを選択する。

イ A社不採用・B社連絡待ち

C社に応募・推薦できるものとする。

3 内定の承諾（2社から内定を得た場合）

生徒は、2社の内定を得た場合には、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

◎ 応募前職場見学について

生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的に、学校関係者と求人者の理解の下、応募前職場見学が実施できるよう努める。

なお、応募前職場見学を実施する場合は、学校教育等へ影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

また、安定所は応募前職場見学が採用選考の場とならないよう、求人者に対して周知徹底を図るとともに、学校は生徒に対して必要な指導を行う。

令和6年3月4日

神奈川県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人 神奈川県経営者協会

一般社団法人 神奈川県商工会議所連合会

神奈川県商工会連合会

神奈川県中小企業経営者協会

神奈川県中小企業団体中央会

一般社団法人 神奈川経済同友会

神奈川県立学校長会議専門学科部会

神奈川県市立高等学校長会

一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会

神奈川県産業労働局労働部

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

神奈川県教育委員会教育局指導部

横浜市教育委員会学校教育企画部

川崎市教育委員会学校教育部

神奈川労働局職業安定部